

## 統計等データの提供等の判断のためのガイドライン（骨子）

平成 29 年 12 月 26 日

EBPM推進委員会幹事会決定

## 1. 前文

- ・ 策定根拠（統計改革推進会議最終取りまとめ）
- ・ 統計等データの更なる利活用促進の必要性、ガイドライン策定の目的
- ・ 対応の検証、統計関連法制の改正等を踏まえた見直し

## 2. 統計等データの提供要請等を受け付ける窓口・窓口業務の適正確保

## (1) 統計等データの提供要請等を受け付ける窓口

- ・ 各府省は、統計等データの提供要請等を受け付ける窓口を決定し公表
- ・ 窓口はデータ保管・管理部局とEBPM推進統括官（以下「統括官」）
- ・ 統括官の役割（府省内の窓口業務の総括と指導助言）

## (2) 統計等データの提供要請等に関する相談

## (3) 提供要請等の手続

- ・ 要請等は文書によること、その記載項目

## (4) 対応の記録

- ・ 窓口業務の適正確保のため、(3)の要請等の内容、「3」の事務処理手順に基づく対応・結果、「4(1)」の申出の内容、対応・結果を記録
- ・ 提供要請等へ対応した部局は、定期的に対応記録を統括官へ提出

## (5) 統括官による府省内の対応の把握等

- ・ 統括官は、対応記録により府省内の業務状況を把握し、指導助言
- ・ 統括官は、定期的に対応記録をEBPM推進委員会（以下「推進委員会」）に提出

## 3. 提供等の判断に係る標準的な事務処理手順

## (1) 提供要請等の内容の確認

- ・ 求められている統計等データ、利用目的等を把握

## (2) 対応の検討

- ・ (1)の要請等の内容に応じ、標準的なチェックリスト（別紙）を活用し、対応を検討

## (3) 要請者への応答

- ・ (2)の検討結果（結論及びその理由）について、要請者に文書により回答

## 4. 統計等データ提供等の改善のメカニズム

## (1) 回答についての不満への対応

- ・ 統括官は、「3」に基づく回答につき不満・疑問がある者から、再検討を求める申

出を文書により受け付ける旨

- ・ 統括官は、申出の受付後、とられた対応を検証し、申出者に再回答
- ・ 担当部局は再回答の内容を踏まえ、申出に対応するとともに、業務を改善

(2) 統括官から推進委員会への検討課題提案

- ・ 当該府省限りで対応が困難な案件等につき、必要に応じ、推進委員会に課題として提案できる仕組み
- ・ 推進委員会は、必要に応じ統計委員会の助言等を受けながら、提案された課題を検討し改善策を提示
- ・ 関係する統括官は、当該改善策を踏まえ、業務を改善

(3) 推進委員会による国民からの要望の受付

- ・ 統計等データの提供等に関する要望・提案を推進委員会が定期的に直接受け付ける仕組み
- ・ 推進委員会は、必要に応じ統計委員会の助言等を受けながら、要望・提案について検討。対応策を決定し公表。また、対応策の決定後、進捗状況をフォローアップ
- ・ 関係する統括官は、推進委員会が決定した対応策を踏まえ、業務を改善

5. 各府省における統計等データの所在情報の整備

- ・ 統括官は、府省内で保有する統計等データについて、一元的な所在情報の管理を計画的に推進し、当該所在情報を公表
- ・ 利用者の利便性向上を図るため、当該所在情報について、e-Stat（政府統計の総合窓口）に登録

6. 府省間での統計等データの相互利用等

- ・ EBPMを推進するため、統括官は、法令の規定を踏まえ、利用を求める統計等データを保有する他府省の統括官に対しデータの提供を依頼
- ・ 依頼を受けた府省の統括官は、「3」を参考としつつ、統計等データの提供について検討し、依頼元の統括官に回答
- ・ 統計委員会は、相互利用の要請が政府統計の精度向上や報告者負担の軽減に資する場合、必要に応じて助言等
- ・ 上記のほか、地方自治体・民間（公的性格を有する法人を含む。）が保有する各種データについては、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年〇月〇日閣議決定）に基づく検討等を踏まえ、利活用を推進

※ 今後、本文書の作成を進め、然るべく成案を得る。